

入札公告

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という）を実施する。

平成29年5月26日

足寄町農業協同組合
代表理事組合長 新津賀庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 JA足寄バイオマスセンター建設工事
- (2) 工事場所 北海道足寄郡足寄町芽登
- (3) 工事概要 入札説明書による。
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成31年1月31日まで
- (5) 本工事は、設計と施工を一括して契約するものであり、落札者の決定に際しては入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加者は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、単体企業にあつては（1）の要件を、共同企業体にあつては（2）の要件を1社以上が全て満たしていること。

(1) 単体企業の要件

- ア 入札説明書「第3章入札に関する条件」第1節第1項を満たしていること。
- イ 組合の平成29年度入札参加資格を有する者であること。組合の平成29年度入札参加資格を有していない者は、競争入札参加資格審査申請書を提出し、当組合の審査を受けること。ただし、この審査は、本工事に限り有効とする。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する土木一式工事について特定建設業の許可を有する者。
- エ 本施設の設計責任者として、技術士（「建設部門：土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、電力土木、施工計画・施工設備及び積算」又は、「農業部門：農業土木」）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、電力土木、施工計画・施工設備及び積算」又は、「農業—農業土木」とするものに限る。）の資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する者を配置すること。なお、「これと同等の能力と経験を有する者」とは、次の条件を満たす者をいう。

- ・ 日処理量50t以上の嫌気性発酵処理施設（日本国内で施工実績があり、現在稼働していること。）の設計担当者または工事現場の担当者として従事した経験を有する者。

- オ 日処理量 50 t 以上の嫌気性発酵処理施設（日本国内で施工実績があり、現在稼働していること。）の工事現場に従事した経験を有する者を主任技術者又は監理技術者として配置できること。
- カ 北海道内に本店または支店等を有すること。

(2) 特定建設工事共同企業体（乙）の要件

- ア 共同企業体は自主結成方式とし、構成員の数は 2～3 者であること。なお、基準は、国土交通省の建設工事共同企業体運用準則を準用する。
- イ 構成員の組合せは、代表構成員の資格要件（下記エ）を満たす 1 者と建設業務を行える企業との組合せであること。また、原則として、構成員の変更は認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、当組合と協議を行うこと。
- ウ 全ての構成員の出資比率は、原則として均等割の 10 分の 1 以上であるものとし、代表者となる構成員（代表構成員）の出資比率は、構成員中最大であること。
- エ 本工事の入札に参加する構成員は、単独企業、他の入札参加者の構成員として参加する者でないこと。ただし、当組合が落札者と工事契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が落札者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- オ 共同企業体の構成員の 1 者以上が、入札説明書「第 3 章入札に関する条件」第 1 節第 2 項(1)の ア及びウからオの要件を満たしていること。
- カ 共同企業体の全ての構成員は、入札説明書「第 3 章入札に関する条件」第 1 節第 2 項(1)のイ及びカの要件を全て満たしていること。

3 入札参加者および入札参加者の構成員の制限

以下の事項に一つでも該当する者は、入札参加者（単独企業）および入札参加者（共同企業体）の構成員となることはできない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条 1 項各号に掲げる者
- (4) 当組合及び国その他地方公共団体の指名停止措置を受けている者
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、当組合が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (6) 下記の法律の規定による申立て等がなされている者。
 - ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立て
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。）

- ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
- (7) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できない者。
- ア 1 級土木施工管理技士、又はこれと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ウ 土木工事又は建築工事の現場に従事した経験を 5 年以上有すること。
- (8) 入札参加者間に以下の基準のいずれかに該当する関係のある者（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、本規定に抵触するものではない。
- ア 資本関係
- 以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社又は親会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合には除く。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社をいう、以下同じ。）
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが限害されると認められた場合
- その他上記アとイと間視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4 入札に関する手続等

(1) 入札説明書等の交付日、場所

- ・ 交付日：平成29年5月26日（金）
- ・ 交付方法：当組合のホームページ（<http://www.jaasyoro.jp/>）

(2) 参加表明書及び資格審査申請書類の受付期間及び場所

- ・ 受付期間：平成29年5月26日（金）～平成29年6月6日（火）午前9時～午後5時まで。
- ・ 受付場所：足寄町農業協同組合 JA足寄バイオマスセンター建設準備室
- ・ 提出方法：持参とし、その他の方法は認めない。
- ・ 資格審査結果の通知：資格審査の結果については、平成29年6月7日（水）までに様式第3号に記載された代表に対し、書面にて通知する。

(3) 提案書類の受付期間及び場所

参加資格が確認された入札参加者から、本工事に関する提案書類を受け付ける。

- ・ 受付日：平成29年6月7日（水）～平成29年6月23日（金）午前9時～午後5時まで。
- ・ 受付場所：足寄町農業協同組合 JA足寄バイオマスセンター建設準備室
- ・ 提出方法：持参とし、その他の方法は認めない。

(4) 入札の日時及び場所

- ・ 入札予定日時：平成29年6月27日（火）午前10時
- ・ 入札場所：
足寄町農業協同組合 2階会議室
〒089-3713 足寄郡足寄町南3条1丁目18番地

(5) 技術審査等

- ・ 技術審査は、「落札者決定基準」に基づき行う。当組合は審査結果をすべての入札参加者あてに郵便で発送するとともに公表する。
- ・ 審査結果通知及び結果の公表は、平成29年6月29日（木）を予定している。

5 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

- ・ 入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、総合評価値が最も高いものを落札者とする。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定する。

6 予定価格等

事後公表とする。

7 その他

(1) 工事契約の締結

当組合は、当組合が決定した落札者との間で仮契約を締結し、当組合の議決を経て本契約を締結するものとする。

工事契約は、当組合の提示する条件及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、設計・建設事業者が遂行すべき業務の内容等を定めるものである。

(2) 入札保証金 当組合は、競争に加わろうとする者に対し、現金またはこの組合を被保険者とする

①入札保証保険証券により入札金額の100分の5以上の入札保証金を収めさせなければならない。

② 競争入札参加しようとする者が、過去2年間に国、地方公共団体またはこの組合と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結かつ、これらすべて誠実に履行したものであり、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の納付を免除することができる。

(3) 契約保証金 契約を締結する者は現金またはこの組合を被保険者とする履行保証保険証券により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

(4) 契約等に関する事務を担当する本事業における連絡先は、以下のとおりである。

(連絡先) 足寄町農業協同組合

J A足寄バイオマスセンター建設準備室

〒089-3713 足寄郡足寄町南3条1丁目18番地

電話：0156-25-2131、FAX：0156-25-5432

(5) その他詳細は入札説明書による。